

観光振興財源検討専門委員会での検討状況等について (報告)

令和7年度 第2回長崎県観光審議会
令和7年9月

長崎県 文化観光国際部 観光振興課

専門委員会の委員及び開催日程等について

開催日程及び次第

委員及びオブザーバー

日程	会議名等	議事次第	専門分野	委員
R7.5.9	第1回 専門委員会	(1)委員長の選出及び副委員長の指名について (2)会議の公開について (3)観光振興財源検討専門委員会のスケジュール(予定)について (4)長崎県の観光の現状・課題について (5)長崎県の観光振興施策の方向性について (6)観光振興財源確保策の比較検討について (7)その他	税財政	(学識経験者) 神野 直彦 氏 (東京大学名誉教授)
R7.6.6	第2回 専門委員会	(1)新たな観光振興施策に必要となる財政需要 (2)観光振興財源導入時に整理すべき主な論点	地方行政	(学識経験者) 勢一 智子 氏 (西南学院大学教授)
R7.7.11～ R7.7.29	地域別意見交換会	(1)新たな観光振興財源の説明 (2)意見交換	宿泊	(県内の宿泊事業者の代表) 塚島 宏明 氏 (長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合 専務理事)
R7.8.8	第3回 専門委員会	(1)新たな観光振興財源に関する地域別意見交換会の結果等について (2)その他	観光	(県内の観光活性化にかかる事業を行う団体) 明石 克磨 氏 ((一社)長崎県観光連盟 専務理事)
			観光	(観光分野(全国的知見)に精通する調査分析機関) 山下 真輝 氏 ((株)JTB総合研究所 フェロー)
			観光	(観光分野(地域内知見)に精通する調査分析機関) 鶴田 貴明 氏 ((財)ながさき地域政策研究所 理事長)
			地域経済	(地域経済の見識者) 松永 安市 氏 (長崎県商工会議所連合会 専務理事)
			地域経済	(地域経済の見識者) 宮崎 浩善 氏 (長崎県商工会連合会 専務理事)
			オブザーバー	
			長崎県市長会、長崎県町村会	

第1回専門委員会(令和7年5月9日(金)開催)

- ・本県の観光の現状・課題や観光振興施策の方向性、観光振興財源確保策の比較検討について説明し、自主財源の中から観光振興財源として相応しい確保策などについて議論いただいた。

(委員の主な意見)

- ・新たな観光振興財源は税が適当ではないか
- ・今後の観光振興施策に必要となる財政需要を見て検討すべき
- ・先行自治体の制度設計時における課題を整理すべき 等

(結果)

- ・新たな観光振興財源の財政需要や他県の例を基に課題を整理し、第2回専門委員会にて議論することとなった。

第2回専門委員会(令和7年6月6日(金)開催)

- ・新たな観光振興施策に必要となる県全体の財政需要は、「少なくとも十数億円を超える」ことや、先行自治体の制度設計時の事例を参考に、以下の～を主な論点として示し、不足している点がないかなどについて議論いただいた。
- ・また、宿泊税導入に反対の立場である「佐世保旅館ホテル協同組合」から参考人として出席いただき、組合員及び宿泊者のアンケート結果について説明いただいた。

《先行自治体の制度設計時における課題》

- | | | |
|--------------------|-----------------|---------------|
| 財源確保策の比較検討 | 観光振興財源を求める対象と行動 | 観光客から徴収する対象施設 |
| 観光客へ負担を求める方法及び徴収事務 | 観光客へ負担を求める金額 | 負担免除の設定 |
| 負担を求める期間（見直し規定） | | |

(委員の主な意見)

- ・宿泊事業者や納稅する宿泊者の理解を得るためにも、使途を明確にしてほしい
- ・内容をよく理解していないから反対している宿泊事業者が多いと思う。丁寧な意見交換を進めれば、その不安は解消されるのではないか。事業者が理解して賛同することが前提であり、事業者の意見を聞きながら進めてほしい。
- ・宿泊税導入には総務省の同意が必要。長崎市が先例となることから財政需要などしっかりと調整を進めることが重要 等

(結果)

- ・「宿泊税で制度設計を行い、今後、市町などの意見も聞きながら検討をすすめていくことが適当」という方向性が示され、第3回専門委員会にて県が実施する地域別意見交換会の議論を踏まえ、具体的な制度案等を示し議論を進めることとなった。

地域別意見交換会

(開催概要)

- ・日程・場所：令和7年7月11日～29日うち7日間において、県内9地域で実施
- ・出席者：地元の行政や観光協会等 延べ131名
- ・収集範囲：行政、県観光連盟、地元観光協会、交通事業者、宿泊業団体、宿泊事業者、観光関係事業者ほか

(意見交換内容)

- ・これまでの経緯、専門委員会での主な意見・検討状況、宿泊税を活用した観光振興施策のイメージ、先行自治体の事例（宿泊税の税額、宿泊税を活用した事業、祝賀事業者の懸念点等に対する負担軽減策等など）を説明し、「宿泊税の使途」、「宿泊税の徴収金額」、「宿泊税の導入全般」について、意見交換いただいた。

(結果)

宿泊税の導入に関しては、肯定的な意見も否定的な意見もあったほか、事務の負担や財源の使途など様々なご意見をいただいた。

第3回専門委員会（令和7年8月8日（金）開催）

- ・地域別意見交換会での意見を踏まえ各意見に対しての対応や関係者の理解を深めるためのアプローチの仕方などについて議論いただいた。

(委員の主な意見)

- ・税ありきではとの意見があるが、税導入の意義等から、この委員会ではしっかり議論している。地域別意見交換会では説明が不足していた点もあるかと思うので、今度、関係者に対して丁寧に説明してほしい。
- ・様々な意見はあるが、税導入は進めるべき。観光は裾野の広い産業であり、税を導入し更なる観光施策を進めることで、県全体に好循環が生まれると思う。そのことを関係者にも丁寧に説明すれば理解は得られると思う。
- ・宿泊税に関しての情報が正確に関係者に伝わっていないことが否定の原因。セミナー等を開催し関係者の理解を深めてもらうことも必要。
- ・使途は、県が宿泊税で実施したい施策を効果含め明確に示す方法、導入出来ない場合はこの施策が出来ないという示し方も効果的だと思う。
- ・委員会の議事録は、概要だけではなく詳細版を出せば、関係者が委員会でのやりとり知ることができるので、理解を得るのに役立つと思う。

(結果)

議論の総括として、「委員会としては、引き続き、税として検討していく。県には地域での様々な声を踏まえ、引き続き、関係者との意見交換を重ね、丁寧に対応していくこと」とのご意見をいただいた。

今後の進め方について、

専門委員会からのご意見を踏まえ、関係者との意見交換会を行い、その実施状況などに基づき、次回専門委員会の開催時期を検討する。

【参考】地域別意見交換会での主な意見の概要

区分	意見の概要
宿泊税の導入	<p>導入に肯定的な意見</p> <p><u>宿泊税は珍しいものではなく</u>なっており、交通費をかけていった旅行先で100円、200円の<u>宿泊税を徴収されても負担に感じない</u>。</p> <p><u>申告・納付など煩雑な事務処理への対策を検討</u>いただいた上で、宿泊税の導入に関しては<u>賛成したい</u>。</p> <p><u>宿泊税は取っていいが、使い方を説明</u>することが大事。(観光への)課題は市町で異なるので、<u>市町が使いやすいよう割り振りをしてほしい</u>。</p> <p><u>長崎市で受け入れられている</u>ということであれば、<u>県全体で施策のやり方として一律にやると決めてもらって、大小かかわらず全て宿泊税を導入する</u>ということで方向性としてはよい。</p>
	<p>導入に否定的な意見</p> <p><u>導入ありきにならない</u>ように、<u>税導入の是非から議論</u>をしてほしい。</p> <p><u>導入の賛否は使途次第。既存予算で対応しているようなものは納得できない</u>。</p> <p><u>観光立県を標ぼうする本県が観光客から税を徴収するのはあり得ない</u>。<u>オーバーツーリズムの状況は本県にはない</u>。</p> <p>導入(予定)は東京・大阪・福岡(広島・宮城)など<u>中心都市のみ</u>。<u>本県導入は時期尚早</u>ではないか。</p> <p>特に<u>ビジネスが多い地域は客単価が低く儲けが少ない</u>中で、<u>税を導入する余裕はない</u>。</p>
	<p>その他</p> <p><u>市単位</u>で検討した方が<u>柔軟な制度設計等が可能</u>。<u>離島</u>であれば、<u>入島税</u>の方が日帰り客から徴収できて良いのでは。<u>宿泊客は本土から離島への移動コスト等を負担</u>しているので、そこに配慮した制度としてほしい。</p> <p><u>離島を有する県での導入事例は少ない</u>と思うので、慎重に議論してほしい。</p> <p>事業者の意見を十二分に聞いて、<u>丁寧に議論を積み重ねることが導入の大前提</u>。事業者の生の声をしっかり聞いて欲しい。</p>
事務の負担	<p><u>徴収が複雑とならないよう一律定額制</u>にしてほしい。</p> <p>民泊等の<u>小規模や担い手の高齢化が進んでいる施設等に配慮</u>した制度としてほしい。特に、離島地域では<u>本土より人口減少・高齢化が進んでいる</u>。<u>人材不足で事務対応が不安</u>。</p>
財源の使途	<p><u>使途の見える化・フィードバック</u>はしっかりやってほしい。</p> <p>各地域で課題等は異なる。<u>各地域で使途を決定できる制度</u>としてほしい。</p> <p>既存予算の振替ではなく、<u>新たな財源は新たな事業に充ててほしい</u>。</p> <p><u>観光資源はあるが宿泊施設が少ない地域にも配分</u>されるような制度としてほしい。</p>

【参考】観光振興財源検討専門委員会での主な意見の概要

区分	意見の概要
財源の必要性	<p>民間だけではなく、官民一体となって取組を進めていかないと中長期的に大きな課題を抱えることから財源が必要だという論点は正しいと考える。少なくとも十数億円であり、さらに必要な財源もあると考える。</p> <p>観光受入基盤脆弱度・ポテンシャル分析(鶴田委員提供資料)のスコアに載ってない長崎県の特性として、離島を抱えてるとか、歴史的な文化的な資産も多いことから、その承継や保存についても、非常にコストがかかる部分もあるため、幅広い分野の中で考えていくべきではないか。</p>
財源確保策の比較検討	<p>地方公共団体という組織の宿命として、どんなに頑張っても財政的な余裕は生じない。また、人口減少が進めば進むほど、長崎県の財政規模が縮小していくのは目に見えている。</p> <p>数十億の観光予算を組み続けないと県全体の観光振興が厳しく、現在の一般財源で捻出することが難しいのであれば、宿泊税を導入するしかないのではないか。県の財政状況を踏まえて考えると、おそらく法定外目的税を導入するしか、観光振興のための財源を確保し続けることは困難である。</p> <p>利用料等での収入には限界があるので、財政需要があるのであれば、税に頼るべき。</p>
観光振興財源を求める対象と行動	<p>観光に関わる財政需要であれば、県民だけではなく、観光やビジネスも含めた訪問者の方々も公共サービスを需要されるので、負担いただくという趣旨から、主として宿泊税を中心に考えていくことを念頭に考える。</p> <p>公平・中立・簡素という税の三原則から言うと、先行事例と同様に、例えばビジネス客を対象外にすることなく、訪問客が対象になるという方向性だと考える。</p> <p>買い物とか飲食もあるが、宿泊が最も地域インフラや地域サービスを利用する、消耗するという観点からすると、宿泊を対象として負担していただくのは、1つの合理的な選択である。</p> <p>太宰府市の事例、泉佐野市の事例など、基礎自治体単位だと宿泊税以外の税について検討できることもあるが、県単位、また長崎県のように地形とか、地理的にも特徴がある自治体では、宿泊税以外に検討できる財源確保策はおそらくないことから、宿泊税のほかに選択肢が思い当たらず、現時点では議論の余地がない。</p>
徴収する施設、負担を求める方法及び徴収事務	<p>先行で導入している長崎市と調和を取れたような設定がより望ましい。</p> <p>長崎市が重要な参考基準になる。</p>
観光客へ負担を求める金額	<p>必要な財政需要額と長崎県の延べ宿泊数をしっかり検討し、負担感が少ないような設定をされることが望ましい。</p> <p>観光客、徴税業務を担う方々にとっても、シンプルな制度であることは非常に重要である。</p> <p>全国で宿泊税が導入されているが、県と長崎市のトータルの税額が長崎市が極端に高い場合、多少競争力に影響する可能性がある。</p>

【参考】観光振興財源検討専門委員会での主な意見の概要

区分	意見の概要
負担免除の設定	<p>労働者が非常に多く、宿泊税を取るのは困難なことから免税点を引き下げた自治体があるが、長崎県は免税点を設けなくてよいのではないかと考える。ただし、民泊やキャンプ場など低料金の宿泊客からも取るのかという議論の余地もある。</p> <p>離島の方が通院される際、やむを得ず宿泊される方もいる。一方で、税は簡素でなければいけないため、離島の方にも宿泊税は支払っていたくものの、例えば宿泊割引とかクーポンを配るといった離島の皆様へのフォローも考えられる。</p> <p>長崎市は修学旅行を免税しているが、(手法として)県全体では修学旅行に課税し、別の施策でお返して、長崎市だけは免税にする方法もあるし、長崎市にならって全部取らないという判断もある。</p> <p>離島の方には有人国境離島法に基づき輸送費等の補助が出ている中で、本土地区で宿泊した際、宿泊税を課せられるとなれば離島の方に理解が得られないことも考えられるため、丁寧な説明が必要である。</p> <p>離島住民からいただいた宿泊税の一定割合を市町に還元するのであれば、市町に還付方法を検討していただくことも考えられる。</p> <p>制度はシンプルな設計というのが一番重要であり、離島住民への対応について、一旦は徴収した上で、何かしらの補助金なり還付、還元の仕組みというものを、税の仕組みとは別の仕組みの中で、検討していくのも1つの方向性と考える。</p> <p>負担免除に関する長崎市との調整は非常に重要。足並みを揃えてやっていただきたい。</p> <p>離島住民に対する免除について、通院とか介護など宿泊せざるを得ない場面は多々あると考えるが、観光に来る場合もある。この区別を宿泊事業者の方にしていただくのは無理であり、宿泊した場合には、一定額をきちんとお支払いいただく代わりに、別の政策の方で手当てをする考え方もある。</p> <p>負担免除については政策的判断であり、いろいろな選択はあり得るが、観光客、徴税業務を担う方々にとっても、シンプルな制度であることは非常に重要であり、先行導入している長崎市と調和を取れたような設定がより望ましい。</p> <p>離島住民だけ宿泊税を適用しない場合、著しい不公平に当たる可能性がある。</p> <p>宿泊行為に課税標準するため、宿泊行為者のうち、観光でないものを除外するのは公平性の観点で困難。同じく、外国人だけに課税することも、公平性の観点で困難。</p>
負担を求める期間	<p>見直し規定について、3年で検討すると2年間の実績で評価しないといけないが、この2年間で単年度のプレをどう解釈するかという難しい判断も生じる。そのため、5年でしっかり3年、4年なりの実績を見るという考えもある。</p> <p>スタート時期は、現場の負担感等をしっかり見極める必要があるため、(当初は3年、その後5年毎の)2段階でやるのも1つの方法と考える。</p> <p>見直し規定について、3年でP D C Aサイクル回すのは、議論がうまくできないと認識している。3年だとまず1年目は、とにかく施策を取り組む、2年目でようやく軌道に乗るところで評価をしなくてはならないことになる。行政計画もそうだが、3年というのは困難。5年の方が、制度としてはしっかり議論ができるのではないか。</p> <p>他方で、長崎市と協調した制度にする場合、長崎市と検討サイクルがズれていると、社会の状況に合わせてサイクルを回して変更していくことが、やりにくくなることから、このことをどう考えるのかは悩ましいところ。</p>